

昭和十三年法律第八十四號中改正
法律案帝國議會へ提出，件

右謹^ニ上奏^ニ恭^ニシク

聖裁^ヲ仰^キ併^セニ樞密院，議^ニ付^セラシ

ムコトヲ請^フ

昭和二十年十月十六日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

昭和十三年法律第八十四號中左ノ通改正ス

第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

衆議院議員又ハ東京都制、北海道會法、府縣制、市制、町村制若ハ此等ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ヲ行フ場合ニ於テ左ニ掲グル者アルトキハ市區町村長其ノ他ノ名簿調製義務者ハ臨時ニ其ノ者ノ選舉人名簿ヲ調製スベシ

一 現役陸海軍軍人ナルニ因リ選舉人名簿ニ登録セラレザリシ者ニシテ歸休ヲ命ゼラレ又ハ現役ニ服セザルニ至リタルモノ

二 大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ選舉人名簿ニ登録セラレザリシ者ニシテ召集ヲ解除セラレタルモノ

三 兵籍ニ編入セラレタル學生生徒ナルニ因リ選舉人名簿ニ登録セ

ラレザリシ者ニシテ當該學生生徒タラザルニ至リタルモノ

四 衆議院議員選舉法施行地域ニ住居ヲ有セザルニ因リ衆議院議員
選舉人名簿ニ登録セラレザリシ者ニシテ同法施行地域ニ住居ヲ有
スルニ至リタルモノ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス